

## IASB のディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」に対する当委員会からのコメントレター

ASBJ 専門研究員 まるおか たけし  
丸岡 健

当委員会は、2015年1月に、国際会計基準審議会（IASB）から2014年9月に公表されたディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「本 DP」という。）に対してコメントレターを送付している。

本 DP は、料金規制のための特別な会計基準の開発を今後行うか否かを議論するための前段階として公表されたもので、主として次の点に関して関係者の意見を求めている。

- 料金規制対象企業を対象外の企業と区別する特性は何か。料金規制対象企業の特長としては、例えば、次のようなものが考え得る。
  - ・顧客は、料金規制対象企業から財又はサービスを購入する以外に選択肢がない（又は、殆どない）状態にある。
  - ・料金規制対象企業は、財又はサービスの品質及び供給量を維持するよう求められている。
  - ・顧客にとって安定的で、かつ、料金規制対象企業の財務的存続可能性が維持できるような料金設定が行われている。
- 料金規制対象企業に発生する特別な権利及び義務は何か。
- 発生する特別な権利及び義務に鑑みて、料金規制対象企業に対して特別な会計処理を開発する必要があるか。資産負債法、原価の繰延べ・前倒し、収益の繰延べ・前倒しなど、可能性のある会計処理アプローチについての予備的検討を行う。
- 財務諸表の利用者は、料金規制対象企業に対して投資意思決定を行う際にどのような情報を評価しているか。

当委員会からのコメントレターにおいては、本 DP の公表を歓迎するとした上で、主に、(1)プロジェクトの検討範囲、(2)特別な会計処理の要求事項の必要性、(3)検討すべき代替的アプローチに関して、以下のとおりコメントしている。

### (1) プロジェクトの検討範囲

- IASB が狭い範囲（本 DP において「定義された料金規制」と説明されているもの。）に焦点をあてて検討を開始しようとする本 DP の提案に概ね同意する。なお、我が国における料金規制の仕組みは、殆どが「定義された料金規制」に該当しないと認識している。

### (2) 特別な会計処理の要求事項の必要性

- 料金規制から発生する特別な権利及び義務の組合せを財務諸表で会計処理するために特別な会計処理の要求事項が必要かどうかについて、現時点で確たる結論に至っていない。ただし、IASB がこれらを資産又は負債として認識すべきと結論づける場合には、特別な会計処理の要求事項が必要になるものと考えている。

- 概念フレームワーク・プロジェクトの一環において検討されている資産及び負債の定義並びに認識の閾値に関するIASBによる暫定決定事項に照らすと、料金規制から発生する特別の権利及び義務の組合せを資産又は負債として認識すべきでない結論づけることは非常に困難であると考えている。しかし、こうした権利及び義務を資産や負債として認識すべきであると直ちに結論づけられるとは考えていない。
- 利用者は、料金規制に関連する情報は企業の将来におけるキャッシュ・イン・フローの見通しを評価するにあたって有用であろうと考えている一方、資産又は負債を認識すべきかどうかについては比較的中立的であった。このため、料金規制の仕組みに関連する資産又は負債を認識することで、財務情報がより目的適合性のあるものかについて定かではない。

(3) 検討すべき代替的アプローチ

IASBが今後の取組みを決定するにあたって検討し得るアプローチとして、「定義された料金規制」に類似した対象範囲に焦点を絞った次のいずれかのアプローチが考えられる。

- 料金規制の影響について、別個の表示区分によって、資産又は負債と収益又は費用の認識を要求するとともに、資産又は負債の残高の変動を純損益（独立の表示科目、又は、原価又は収益の一部として）に認識するアプローチ
- 「開示のみ」のアプローチ

しかし、仮にIASBが「定義された料金規制」に焦点を絞って検討を行うとした場合、本プロジェクトの適用範囲は極めて限定的となることが考えられる。このため、IASBが基準開発プロセスを正式に開始する前に、基準開発活動に要するコストと便益の観点から本プロジェクトを正当化できるか、緊急を要するものであるかについて慎重な評価を行うことを提案する。本プロジェクトにおけるこれまでの困難性を考慮すると、「開示のみ」のアプローチを他のアプローチよりも優先させることが適切ではないかと考えている。